

医療法人直志会就労継続支援B型重要事項説明書

(就労継続支援B型 MINA AMIGO)

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、文章により説明を行うものです。

医療法人直志会は、利用者に対して就労継続支援Bサービスを提供します。

施設・設備の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

経営事業者の名称	医療法人 直志会
法人所在地	茨城県久慈郡大子町大字北田気字広林76番地
代表者氏名	理事長 的場 政樹
電話番号	0295-72-2371
FAX番号	0295-72-5634
開設年月日	昭和54年6月6日

2. 事業所の概要

利用される事業内容	就労継続支援B型
目的/方針	通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて指導・支援します。 関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな就労継続支援B型のサービスの提供します。
名称	就労継続支援B型 MINA AMIGO
責任者名	藤田 和久
サービス管理責任者名	小林 誠
所在地	茨城県久慈郡大子町大字北田気字前山1142番地4
主たる対象者	精神障害者
運営方針	別紙・医療法人直志会 就労継続支援B型 運営規程による
事業所電話番号	0295-72-4109
開設年月日	平成21年1月1日
入所定員	14名

3. 職員体制

職種	員数	区分				常勤換算後の職員	指定基準
		常勤		非常勤			
サービス管理責任者	1名	2名	兼務	名		1	60名まで 1人が兼
職業指導員	2名	2名	専任	名		1.0	
生活指導員	2名	名		2名	兼務2	0.2	1.6

目標工賃達成指導員	4名	1名	3名	専任1、兼務3	1.0
-----------	----	----	----	---------	-----

4. 就労継続支援B型の概要

(1) 訓練等給付費から給付されるサービス

訓練等給付費（市町村から支給される額及び入居者の定率負担額等）の範囲内で提供するサービスの内容は以下のとおりです。

なお、利用者個人について提供するサービスの内容については、作成する個別支援計画にもとづくものとします。

①基本的な生活にかかわる支援

種類	内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。①牛の飼育 ②牛のヘルパー ③農業（和牛飼育牧場・自然農法） ④その他関連作業 〈工賃の支払〉上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。但し、生産活動以外のプログラム参加の場合の工賃は支払いません。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就労、生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行う場合があります。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
送迎サービス	自主通勤が出来ない場合、希望により送迎を行う場合があります。

②訓練等給付費対象外サービス内容

種類	内容
食事サービス	希望により昼食の提供をします。 ①食事提供体制加算が算定できない場合 1食 276円（税別） ②食事提供体制加算が算定できる場合 無料
生産活動等	生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費 ④その他
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等及びについて、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行する場合があります。

③保健医療にかかわる支援

種類	内容
健康管理	医療法人直志会 袋田病院の医師に健康管理を委託しています。

健康診断	年に1回健康診断を行ってまいります。（自費）
服薬・通院・治療	利用者の状況に応じて適切な支援をします。

5. 苦情申立先

苦情解決体制	受付担当者：関谷 好久（精神保健福祉士）0295-72-2380
	責任者：藤田 和久（管理者）0295-72-2380
	第三者委員：近藤 敦哉（福田法律事務所・弁護士）029-225-6166 ：中島 登（民生委員）0295-72-0582
	担当者不在の時は、直志会の職員が代行致します。0295-72-2371

6. 協力医療機関

（協力医療機関）

協力医療機関は、入院治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
袋田病院	茨城県久慈郡大子町大字北田気字広林76番地	0295-72-2371	精神科

7. 非常災害時の対策

非常時の対応	管理者・職員への通報にて、対応致します。
防災訓練	年2回、消防訓練計画に基づきの防災訓練を行います。
防災設備	・消火器 ・火災警報機 ・ガス漏れ警報機 あり

8. 就労継続支援B型利用の際に留意していただく事項

就労継続支援B型を利用されている方々の生活の場としての快適性や安全性を保つため、次に掲げる事項その他従業者の指示についてご留意ください。

設備・器具の利用	就労継続支援B型の設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。
喫煙	喫煙は決められた時間に決められた場所で行います。
貴重品の管理	利用者の所有する貴重品につきましては、ご自身の責任において管理していただくことが原則です。紛失等の事故に対する責任は負うことは出来ません。
宗教・政治・営利活動	入居者の思想・信教は自由ですが、他の入居者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮下さい。
衛生保持	施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力下さい。
防災対策	火災予防の規律に関しては特に注意を払い、必ず守って下さい。
その他	利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合、必要な措置をとることができるものとします。

9. 給付費および利用料

障害者自立支援給付費	原則として障害者総合支援法に基づいた、指定障害福祉サービス等の報酬により、発生するサービス給付費の合計の1割分をご負担いただきます。但し、「障害福祉サービス受給者証」に定める利用上限額を越えた分の利用料につきましては、ご負担いただく必要はございません。
------------	--

利用料	料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月15日までにご請求しますので、翌月末日までに当事業所窓口にて現金にて支払ってください。
-----	--

10. 秘密保持

個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。 ・事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。 ・事業者は、他の事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくものとする。ただし、生命の危険が緊急に発生した場合はこの限りではない。 ・利用者の個人情報は「個人情報保護法」に基づき情報管理いたします。
--------	--

私は、本書面にもとづいて直志会の職員(職名 _____ 氏名 _____)から、上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

法定代理人

住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人

住所 _____

氏名 _____ 印

当直志会は、_____様に対する就労継続支援B型の提供にあたり、上記の通り重要事項及び就労継続支援B型運営規定について説明しました。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事業所

住所 久慈郡大子町大字北田気字前山1142番地4

医療法人直志会

名称 就労継続B型 MINA AMIGO

説明者 _____ 印